

ツキノワグマ出没対応に係る緊急銃猟の実施について

令和 8 年 10 月 26 日 丹波市

このたび、丹波市氷上町常楽地内で実施した「緊急銃猟」について、多くの意見やお問合せをいただいております。以下に対処状況と判断の詳細について回答しますのでご理解を賜りますようお願いいたします。

1. ツキノワグマの出没と緊急銃猟実施に至る経緯

令和 8 年 10 月 9 日（金）午前 9 時 40 分頃、丹波市氷上町常楽地内の住宅地において、ツキノワグマ 1 頭を目撃情報が寄せられました。

目撃を受け、丹波警察署署員及び市職員が該当地周辺を捜索したところ、同日午前 10 時 30 分頃にツキノワグマ 1 頭が倉庫に進入したことを確認し、その後、午前 11 時 40 分頃に住宅に隣接する茂み内に潜んでいる状態を確認しました。

該当箇所は住宅地内であったことから、市民への被害防止を目的にツキノワグマを見失わないように監視を行うとともに、「丹波市ツキノワグマ出没対応マニュアル（以下、「マニュアル」という）」に基づき、対策本部を設置して関係機関を交えて対応を検討しました。

検討の結果、市民の安全を最優先に確保するため、「緊急銃猟」が必要と判断し、同日午後 3 時 45 分に市長が「緊急銃猟」の実施を指示しました。

2. 緊急銃猟実施の判断について

出没箇所が住宅地内であり事態を迅速に収束させる必要性があることから、兵庫県、丹波警察署及び兵庫県立森林動物研究センター職員を交えて、現地対策本部にて協議を行い、緊急銃猟の実施に必要な「4 つの条件」に該当すると判断し、実施を決定しました。

3. 緊急銃猟の 4 つの実施条件と判断結果

【条件①】クマが人の生活圏に侵入している

判断：潜み場所は住宅隣接の茂みであり、人の生活圏に侵入していると判断しました。

【条件②】人への危害を防止する措置が緊急に必要

判断：森林動物研究センターの目視判断によりツキノワグマが幼獣であることを確認しましたが、たとえ幼獣であっても人に危害を加える能力は備えており、付近は住宅地で認定こども園も立地していることから、緊急対応が必要と判断しました。

【条件③】銃猟以外の方法では的確かつ迅速に当該危険鳥獣の捕獲等をすることが困難

判断：捕獲方法として、「追い払い」又は「有害捕獲」が可能かどうかを検討しましたが、以下の理由により「銃猟以外の方法では的確かつ迅速に捕獲をすることが困難」と判断しました。

- ・ 追い払い：山林まで 150m 以上の距離があり、住宅や事業所が密集しているため適切かつ安全な誘導が困難と判断。

- ・有害捕獲：クマ捕獲用の檻による有害捕獲は、迅速かつ安全にワナへ誘引することが困難と判断。

【条件④】銃猟によって人に弾丸の到達する恐れ、その他の人の生命又は身体に危害を及ぼす恐れがないと認めるとき

判断：銃猟の選択肢として、装薬銃と麻酔銃がありましたが、装薬銃では跳弾の可能性やバックストップの確保が困難であるため、安全性が確保できる麻酔銃を選択しました。付近の立入制限や避難の実施により安全を確保することで条件に合致すると判断しました。

4. 兵庫県ツキノワグマ管理計画との関係

兵庫県が定める「第2期ツキノワグマ管理計画 令和8年度事業実施計画（以下、「管理計画」という）」では、有害捕獲で捕獲された0歳個体については原則として放獣する方針が示されています。

しかし、今回の緊急銃猟は、環境省の「緊急銃猟ガイドライン（令和8年4月改訂）（以下、「ガイドライン」という）」に基づき、既存の管理計画とは切り離して実施するものとなっていることから、管理計画に示される0歳個体の放獣基準は適用されないと認識し、「緊急銃猟」を実施しております。

5. 麻酔銃で実施した緊急銃猟により捕獲した個体の取扱いについて

ガイドラインでは、麻酔銃により緊急銃猟を実施した場合は、通電、投薬、放血、銃等の方法により「止めさし」を行うことが規定されており、本事案においては、投薬による止めさしを実施しました。

放獣については、再出沒のリスクの可能性を排除できないことから、市民の安全確保を最優先に判断し、実施しないことを決定しました。

6. 事案の整理と今後の対応について

今回の事案については、一連の対応を整理し、その結果を踏まえて、マニュアルの改定作業や出沒時の体制強化を図ります。今後、同様の事案が発生した際においても、関係法令及びガイドラインに基づき、関係機関と慎重に協議を重ねたうえで、迅速かつ適切な対応が行えるように努めます。

また、ツキノワグマの出沒防止に向けて、出沒の要因となる誘引物の除去や、人の生活圏に接する山林等の整備による緩衝帯の設置、電気柵等による侵入防止対策を継続して進め、被害防止に向けた総合的な対応に努めてまいります。